神奈川県行政書士会役員等選出規則

第１章　総　　則

（目　　的）

第 １ 条　この規則は、神奈川県行政書士会会則（以下「会則」という。）第１９条に規定する役員及び第５０条第２項に規定する綱紀委員（以下「役員等」という。）の選出を公正に行うため、必要な事項を定める。

（役員等の選出）

第 ２ 条　役員等の選出は次の方法による。

（１）　会　　長　選挙によるものとする。

（２）　副 会 長　前号により当選した会長が会員の中から指名するものとする。

（３）　理　　事　①　各支部より１人の理事候補者を推薦するものとする。ただし、役員改選年度の４月１日現在における個人会員数を基準として、個人会員総数を支部数で除した１支部当たりの平均所属個人会員数（当該平均所属個人会員数に１未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）に２を乗じた数以上の個人会員が所属する支部は、２人の理事候補者を推薦することができる。

②　①の候補者名簿は、支部長より役員改選年度の４月末日までに会長に提出しなければならない。ただし、会長がやむを得ない事情があると認めるときは、提出期限を変更することができる。

③　支部推薦以外の理事は、会長の推薦によるものとする。

（４）　監　　事　選考によるものとする。

（５）　綱紀委員　選考によるものとする。

（選挙権者）

第 ３ 条　選挙権を行使することのできる者は、投票期間初日において神奈川県行政書士会（以下「本会」という。）に所属している会則第６条第２項の個人会員とする。

（役員選出の特例）

第 ４ 条　支部推薦の理事候補者が、会長の指名による副会長に選任された場合には、その候補者の所属する支部から、補充選出するものとする。

（総会の承認）

第 ５ 条　この規則により選出された役員等については、総会の承認を得るものとする。

第２章　選挙管理委員会

（選挙管理委員会）

第 ６ 条　選挙事務を管理するため、選挙管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（委員会の職務）

第 ７ 条　委員会は次の各号に定める事務を管理する。

（１）　選挙に関する告示

（２）　立候補及び立候補辞退の届出受理

（３）　選挙広報の作成及び公表

（４）　候補者の立会演説会及び公開討論会（以下「立会演説会等」という。）の開催

（５）　投票及び開票の管理

（６）　当選者の確定

（７）　その他選挙事務の管理に必要な事項

（委員の選任）

第 ８ 条　委員会の委員は、理事会の承認を得て会長が委嘱する。

２　委員は、本会の役員等以外の会員の中から選ばなければならない。

（委員長及び副委員長）

第 ９ 条　委員会に委員長１人及び副委員長２人以内を置く。

２　委員長は、委員の互選によるものとする。

３　委員長は、委員会を代表し、その事務を統轄する。

４　副委員長は、委員長の指名によるものとする。

５　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

（委員会の運営）

第１０条　委員会は、委員長が招集する。ただし、最初の委員会は、会長が招集する。

２　委員会の決議は、委員の３分の２以上が出席し、その過半数で決する。可否同数のときは、委員長が決する。

３　前２項に規定するもののほか、委員会の運営等については、神奈川県行政書士会選挙管理委員会運営規程（以下「委員会運営規程」という。）で定める。

（委員の任期）

第１１条　委員の任期は、就任後２回目の定時総会の終結の時までとする。

（委員の資格喪失）

第１２条　委員が役員等の候補者になったときは、その資格を喪失する。

（選挙の告示）

第１３条　委員会は、投票期間初日から２５日前までに次の事項を会員に通知しなければならない。

（１）　立候補届出期間及び立候補に関する事項

（２）　投票期間及びその場所に関する事項

（３）　開票日及びその場所に関する事項

（４）　その他必要な事項

２　前項第１号の届出期間は、告示の日から３日とする。

３　第１項第２号の投票期間は、総会開催日の７日前から前日まで（土日祝日を除く。）とする。

（選挙広報）

第１４条　委員会は、選挙広報を作成し、立候補届出期間満了後遅滞なく会員に公表しなければならない。

２　選挙広報には、候補者の氏名、生年月日、事務所の所在地、所属支部、推薦者の氏名、行政書士としての略歴等を掲載する。

３　前項のほか必要な事項は、委員会が定める。

（事務の分掌）

第１５条　委員会の事務は、本会の事務局職員等に分掌せしめることができる。

第３章　立候補届出等

（会長立候補の届出）

第１６条　会長の候補者になろうとする者は、第１３条第２項で定められた届出期間内に会長立候補届（第１号様式）及び１０人分の推薦状（第２号様式）を委員会に同時に提出する方法により、立候補の届出をしなければならない。

２　立候補届出の日時及び場所、その他届出受理に関する事項については、委員会運営規程で定める。

３　第１項の届出がない場合は、第２条第１号の規定にかかわらず、選考によるものとする。

（推 薦 者）

第１６条の２　前条第１項の推薦状により会長候補者を推薦する者（以下「推薦者」という。）は、会則第６条第２項の個人会員に限るものとする。

２　推薦者は、推薦状の氏名欄に自署し、職印を押印しなければならない。

３　個人会員は、複数の会長候補者に対して推薦者となることはできない。

４　推薦者の職印の押印がない推薦状は、無効とする。

（会長候補者の所信表明）

第１７条　会長候補者が所信表明をしようとするときは、第１４条に定める選挙広報によらなければならない。

２　選挙広報に所信表明を掲載しようとする会長候補者は、立候補届出の際に、その原稿（Ａ４判一葉）を提出しなければならない。

（立候補辞退の届出）

第１８条　会長候補者が立候補を辞退しようとするときは、投票期間初日の前日までに会長立候補辞退届（第３号様式）を委員会に提出する方法により、立候補辞退の届出をしなければならない。

第４章　投票及び開票

（選挙の方法）

第１９条　選挙は、投票の方法により行う。

２　投票は、１人１票とし、単記無記名とする。

（投 票 所）

第２０条　投票所は、委員会が指定した場所に設けなければならない。

（投票用紙）

第２１条　委員会は、投票用紙を調製しておかなければならない。

（投票用紙の交付）

第２２条　委員会は、投票所で所定の投票用紙を選挙権者に交付しなければならない。

（投票の方法）

第２３条　投票は、投票用紙に候補者１人の氏名を記載して、定められた投票箱に投票する。

（投票の締切）

第２４条　委員会が投票を締切ろうとするときは、委員はその旨を宣言しなければならない。

（無効投票）

第２５条　次の各号に掲げる投票は、無効とする。

（１）　所定の投票用紙を用いなかったもの

（２）　委員会において候補者名が確認できなかったもの

（３）　候補者名を２人以上連記したもの

（４）　候補者名以外の事項を記載又は併記したもの

（開　　票）

第２６条　開票は、総会の議場内で委員会が５人の立会人の立会いで行う。立会人は、委員長の指名によるものとする。

（当選者の確定）

第２７条　当選者は、有効得票数の最も多い者１人とする。

２　選挙の結果、最多有効得票数が同数の場合には、抽選により当選者１人を決する。

（無投票当選）

第２８条　候補者が１人の場合には、投票を行わず無投票当選とする。

（開票の結果の報告）

第２９条　当選者が確定したときは、委員長は、総会の議場において、次の事項を報告しなければならない。

（１）　投票総数

（２）　有効投票数

（３）　無効投票数

（４）　候補者別の得票数

（５）　当選者の氏名

２　委員会は、当選者に対し当選証書（第４号様式）を交付するものとする。

（就任承諾）

第３０条　選挙により当選した会長は、速やかに会長就任承諾書（第５号様式）を委員会に提出しなければならない。

２　総会で選任された副会長、理事、監事及び綱紀委員は、速やかに役員等就任承諾書（第６号様式）を会長に提出しなければならない。

第５章　選　　考

（候補者の選考）

第３１条　監事及び綱紀委員の候補者並びに会長立候補の届出がない場合における会長の候補者を選考するため、候補者選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置する。

（選考委員の選出及び任期）

第３２条　選考委員は、会長又は副会長経験者及び支部長をもってあてる。

２　選考委員の選出は、会長又は副会長経験者については、相談役会の推薦によるものとする。

３　選考委員の任期は、総会の終結の時までとする。

（選考委員会の組織）

第３３条　選考委員会は、会長又は副会長経験者５人以内及び支部長をもって組織する。

２　第９条及び第１０条の規定は、選考委員会について準用する。

（選考委員の資格）

第３４条　選考委員は、他の役職の兼務を妨げない。

２　選考委員が会長の候補者となる意思を表明したときは、その資格を喪失する。

（選考委員会の職務）

第３５条　選考委員会は、総会開催日の前１４日以内に開催し、選考した候補者名簿を総会当日議長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、開催日に関してはこの限りではない。

第６章　選挙運動

（選挙運動の倫理）

第３６条　この規則に基づく選挙のための運動は、公明正大を旨とし、会員としての品位をけがしてはならない。

（禁止事項等）

第３７条　候補者（その推薦者を含む。以下この条において同じ。）は、選挙運動に関する文書・図画には、虚偽、他人を誹謗する等の事項を記載してはならない。

２　候補者は、いかなる名義をもってするを問わず、選挙運動として選挙権者に対し金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付、その供与又は交付の約束をしてはならない。

３　選挙運動は、立候補届出の日から投票期間初日の前日までとする。ただし、推薦状を得るための運動については、立候補届出の日より前においても行うことができる。

４　候補者は、支部総会において選挙運動を行ってはならない。

（立会演説会等）

第３７条の２　委員会は、候補者の選挙運動の場として立会演説会等を開催するものとする。

２　立会演説会等の開催の日時及び場所については、会員の利便を考慮して、委員会が定める。

３　立会演説会等の開催方法については、委員会運営規程で定める。

第７章　補　　則

（投票用紙の様式）

第３８条　選挙の投票用紙の様式は、委員会運営規程で定める。

附　　則

この規則は、昭和５６年１月２４日より施行する。

附　　則

この規則の改正は、昭和５８年５月２３日より施行する。

附　　則

この規則の改正は、昭和６３年５月２９日から施行する。

附　　則

この規則の改正は、昭和６３年９月１６日から施行する。

附　　則

この規則の改正は、平成９年３月１９日から施行する。

附　　則

この規則は、平成１２年４月１７日から施行する。

附　　則

この規則は、平成１３年３月８日から施行する。

附　　則

この規則は、平成１４年３月１８日から施行する。

附　　則

この規則は、平成１６年８月１日から施行する

附　　則

この規則は、平成１８年４月１日から施行する。

附　　則

この規則は、平成１９年１月２２日から施行する。

附　　則

この規則は、平成２３年２月１８日から施行する。

附　　則

この規則は、平成２９年２月２４日から施行する。

附　　則

この規則は、令和元年５月１日から施行する。

附　　則

この規則は、令和３年３月２６日から施行する。

第１号様式（第１６条第１項関係）

会 長 立 候 補 届

○○　　年　　月　　日

神奈川県行政書士会
選挙管理委員会　　御中

<table>
<tr><td>立候補者氏名
生年月日</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>所属支部名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>事務所所在地
電 話 番 号</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>行政書士会入会
年月日及び年数</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>行政書士としての
略　　歴</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="5">推薦者
氏名、所属支部</td><td>氏名
支部</td><td>氏名
支部</td></tr>
<tr><td>氏名
支部</td><td>氏名
支部</td></tr>
<tr><td>氏名
支部</td><td>氏名
支部</td></tr>
<tr><td>氏名
支部</td><td>氏名
支部</td></tr>
<tr><td>氏名
支部</td><td>氏名
支部</td></tr>
<tr><td colspan="3">上記のとおり会長立候補を届け出ます。

立候補者氏名　　職
印</td></tr>
</table>

注　①行政書士としての略歴は、別紙とすることができる。
②行政書士としての略歴に、単位会（支部役員を含む。）、地方協議会（旧地方本部）、日行連の役員及び委員の略歴を記載することができる。
③所信表明として、別紙（Ａ４版一葉）を提出することができる。

第２号様式（第１６条第１項関係）

推　　薦　　状

候補者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿殿

この度の神奈川県行政書士会の会長選挙にあたり、

私は貴殿を会長候補者として適任と認め推薦します。

○○　　年　　月　　日

推薦者の事務所所在地

神奈川県＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

推薦者の氏名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　職印

（注意事項）

①推薦者は、氏名欄に自署し職印を押印しなければなりません（神奈川県行政書士会役員等選出規則第１６条の２第２項）。

②複数の会長候補者に対して推薦者となることはできません（同規則第１６条の２第３項）。

第３号様式（第１８条関係）

会 長 立 候 補 辞 退 届

○○　　年　　月　　日

神奈川県行政書士会
選挙管理委員会　　御中

所属支部名

事　務　所
所　在　地

氏　　名

職
印

私儀、会長候補として○○　　年　　月　　日届け出ましたが（何々により）立候補を辞退いたします。

第４号様式（第２９条第２項関係）

当　選　証　書

氏　　名　　殿

　あなたは○○　　年　　月　　日施行の神奈川県行政書士会会長選挙において当選されました
よってその証として本証書を交付します

○○　　年　　月　　日

神奈川県行政書士会
選挙管理委員会
　委員長　　氏　　名

職
印

第５号様式（第３０条第１項関係）

会 長 就 任 承 諾 書

○○　　年　　月　　日

神奈川県行政書士会
選挙管理委員会　　御中

所属支部名

事　務　所
所　在　地

氏　　名　　職印

私儀　○○　　年　　月　　日神奈川県行政書士会会長に選任されましたので
その就任を承諾いたします。

第６号様式（第３０条第２項関係）

役 員 等 就 任 承 諾 書

○○　　年　　月　　日

神奈川県行政書士会会長　　殿

所属支部名

事　務　所
所　在　地

氏　　名　　職印

私儀　○○　　年　　月　　日神奈川県行政書士会　　に選任されましたのでその就任を承諾いたします。

注　空欄に各役職名を記載するものとする。